

# 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

## 目的

患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

## 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（医療機関リスト）のポイント

- 外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関が掲載されます。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されません。
- 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリーを設け掲載されています。
  - カテゴリー1**：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（都道府県で1つ以上）
  - カテゴリー2**：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関（二次医療圏に1つ以上）

### 医療機関リスト掲載の医療機関<sup>1), 2)</sup>

外国人患者を受け入れる 拠点的な医療機関		外国人患者を受け入れる適格な医療機関 (拠点的な医療機関としての選出はなし)
<b>カテゴリー1</b> (救急対応可能：都道府県で1つ以上)  (要件) <ul style="list-style-type: none"><li>多言語対応の適格性ありと都道府県が判断</li><li>地域の医療体制を考慮し都道府県が選出</li></ul>	<b>カテゴリー2</b> (診療所含む：二次医療圏に1つ以上)	(要件) <ul style="list-style-type: none"><li>多言語対応の適格性ありと都道府県が判断</li></ul>

➤ 医療機関リストは、令和元年度から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめています。  
観光庁では日本政府観光局（JNTO）のHPにおいて多言語で公開しています。

脚注：

- 医療機関リストに掲載されていない医療機関における外国人患者の診療を妨げるもの・抑制するものではありません。
- 医療機関リストに掲載されている医療機関は、外国から診療目的で来日する外国人患者を受け入れる医療機関のリストではありません。